

帯広市子ども医療費特別給付金条例の一部改正について
帯広市子ども医療費特別給付金条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

帯広市長 上 野 庸 介

帯広市子ども医療費特別給付金条例の一部を改正する条例
帯広市子ども医療費特別給付金条例（昭和 47 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の帯広市子ども医療費特別給付金条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の前に対象者が受けた療養に係る特別給付金の支給については、なお従前の例による。

（説 明）

子ども医療費助成制度の助成範囲を拡充するため、条例の一部を改正しようとするものである。